

2020年1月から公募投資信託について 外国税額控除制度が 始まります

「外国税額控除制度」とは…

投資信託の運用の際に支払った外国税を、お客さまの分配金に係る源泉徴収所得税額から差し引く制度です。

これまで、お客さまが銀行等に開設している口座で保有する投資信託等について、外国資産（株式・不動産等）への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客さまが受取る分配金に対する所得税等で、二重に課税がおこなわれている状態にありました。

これについて、証券業界は改善を要望していたところ、2020年1月1日より外国所得税額を考慮して所得税等が課されることとなりましたので、制度の概要についてご案内いたします。

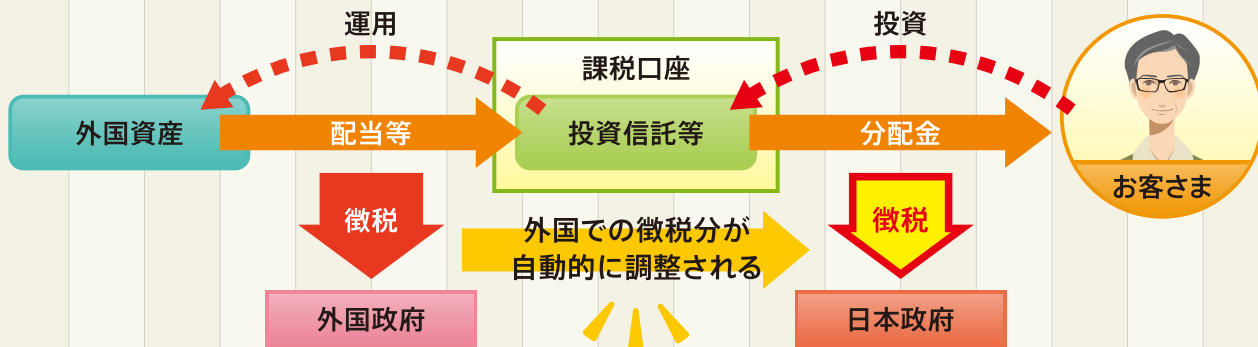
なお、この二重課税調整措置について、お客さまで必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金に対して、自動的に適用されます。

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



※私募投資信託等についてのみ、二重課税調整が可能。

2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※公募投資信託等でも、二重課税調整が可能となります。



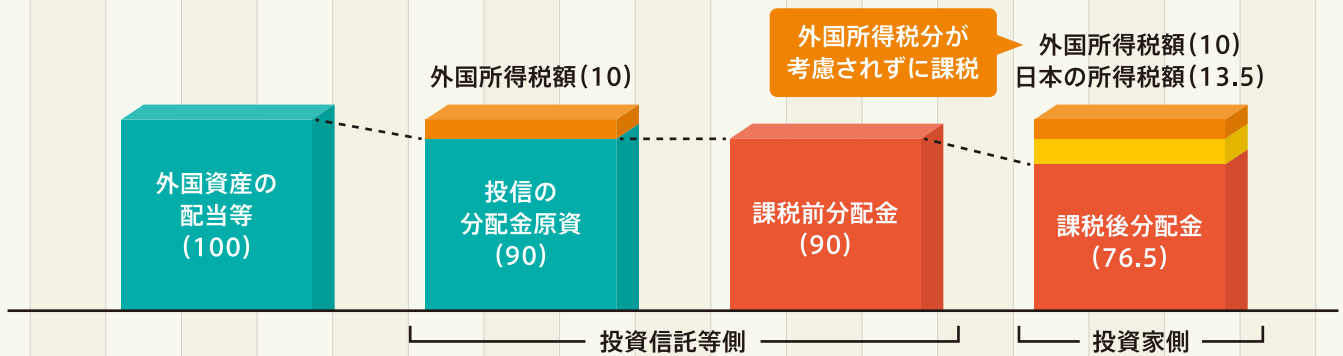
中国銀行

[商号等] 株式会社 中国銀行
登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号
[加入協会] 日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

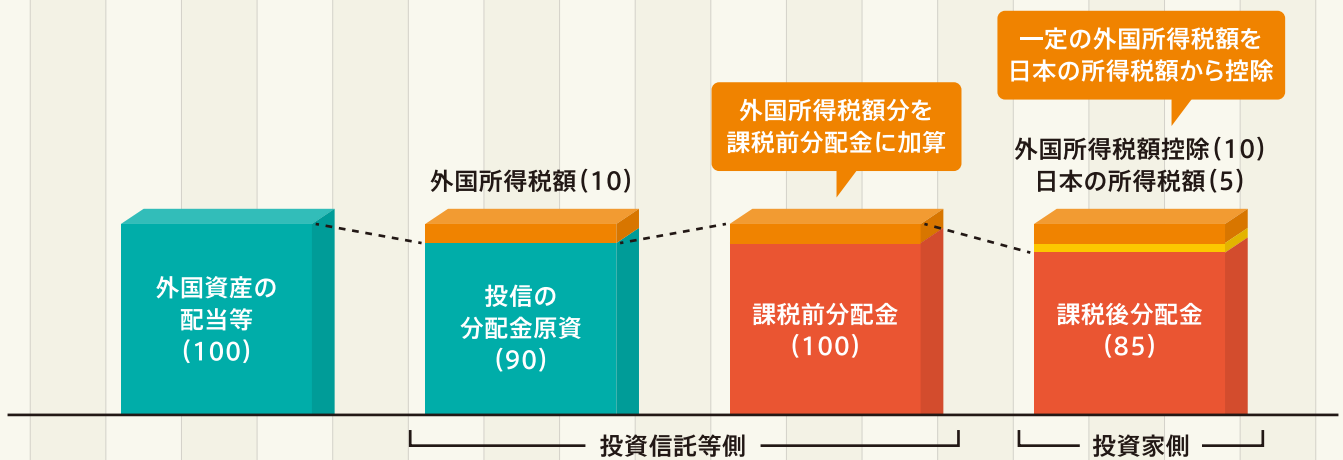
(営統・第940号・2020年1月現在)

二重課税調整の方法

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※イメージ化のために外国政府における税率を10%、日本政府における税率を15%としていますが、実際には復興特別所得税や地方税が課されます。
※各段階の数値は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客さまの属性等によって異なります。

本措置の対象となる投資信託等を保有している場合、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の課税前分配金額は、外国所得税額が加算された金額となります。

この金額をもとに日本の課税額(国税・地方税)の計算がおこなわれますが、国税は、そこから一定の外国所得税額を控除することによって、二重課税状態を解消するための調整が自動的におこなわれます。ただし地方税については、二重課税調整制度の適用はありません。

なお、日本の所得税額から控除される外国所得税の額は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客さまの属性等によって差異が生じる可能性があります。

二重課税調整措置の対象

二重課税調整措置の対象となるのは、外国資産(株式・不動産等)に投資をおこない、そこから生じた利益をもとに投資家に分配金を支払っている投資信託等です。これらの投資信託等が2020年1月1日以降に支払う分配金については、自動的に二重課税調整がおこなわれます。ただし、対象となる投資信託等をNISA口座で保有されている場合は、国税分は非課税となり、外国との二重課税状態が発生しませんので、本措置の対象となりません。

本資料は2019年度税制改正の内容にもとづき作成しております。各種税制は、今後変更される可能性があることをご承知おきください。また税制の適用等における最終決定は、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイにつきましては、税理士へご相談くださいますようお願いいたします。